

上田左官工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 11 年 9 月 30 日までの3年間

2. 内容

目標 1

将来的に「育児休暇取得率 100%」及び「1 カ月以上の育休取得」をめざし、育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<実施時期・取組内容>

- 令和 8 年 10 月～ 全社員に対し育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 令和 8 年 11 月～ 育休取得予定者に「育児復帰支援プラン」を策定する。

目標 2

今後迎える子育て世代の社員等も含め、全社員が安心して育児休業等を取得・復帰できるよう社内規定の整備・確認を行い、状況に応じて適時・臨機応変に両立支援制度(育児休業給付、社会保険料免除等)の周知・情報提供を行う。

<実施時期・取組内容>

- 令和 8 年 10 月～ 育児・介護休業規定および両立支援制度(育休給付金、社保免除等)の最新情報を確認・整理する。
- 令和 9 年 4 月～ 法改正のタイミングや新入社員の入社時、社員のライフイベント(結婚・妊娠・出産等)の申し出時に合わせ、個別面談や資料配布等により適時・臨機応変に制度周知を行う。
- 令和 10 年 4 月～ 社内チャットや掲示等を活用し、定期的な情報更新および相談体制の維持・見直しを推進する。

目標 3

年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<実施時期・取組内容>

- 令和 8 年 10 月～ 年次有給休暇の取得状況の現状を把握・分析する。
- 令和 9 年 1 月～ 有給休暇の計画的付与の実施に加え、社内チャットや掲示等で取得推奨日をアナウンスする。
- 令和 10 年 1 月～ 毎毎年有給休暇の取得状況を確認し、取得促進策を継続実施する。